

## 平成30年度 第2回 福祉施策審議会 会議録

- 1 日時 平成30年9月12日（水）  
午後2時00分～4時00分
- 2 場所 流山市役所第2庁舎3階303会議室
- 3 出席委員  
鈴木会長 鎌田副会長 石幡委員 大野委員 小野寺委員  
永田委員 二瓶委員 吉田委員 上平委員 米澤委員  
粟飯原委員 菅野委員 牧委員
- 4 欠席委員  
中委員 大津委員 寺田委員 小泉委員 山中委員
- 5 市出席職員  
早川健康福祉部長 小西健康福祉部次長兼障害者支援課長  
豊田社会福祉課長 石井高齢者支援課長 伊原健康増進課長  
長谷川児童発達支援センター所長 寺田介護支援課課長補佐（代理）  
  
障害者支援課 矢口課長補佐 岩本課長補佐 時田障害福祉係長  
白井障害者給付係長  
  
児童発達支援センター 石川副所長  
  
事務局（社会福祉課健康福祉政策室）  
柳社会福祉課健康福祉政策室長 高橋主任主事 齊藤主事
- 6 傍聴者  
5名 ※その他の参加者 手話通訳者2名
- 7 議題  
報告事項．流山市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部  
改正について  
議題1．流山市災害時要援護者避難支援計画の改正について  
議題2．（仮称）流山市手話言語の普及の促進に関する条例の制定について

## 8 議事録

(柳社会福祉課健康福祉政策室長)

本日はお忙しい中、平成30年度第2回流山市福祉施策審議会にご出席いただきましてありがとうございます。それでは、会議を始めさせていただきます。

なお、議事の進行につきましては、流山市附属機関に関する条例第5条第1項の規定に基づき、会長が会議の議長になることになっております。鈴木会長お願いいたします。

(議長：鈴木会長)

### 議長あいさつ

会議に入る前に、委員の皆様へ報告いたします。本日の出席委員は13名です。委員の半数以上の出席がありますので、附属機関に関する条例第5条第2項の規定に基づきまして、会議は成立していることをご報告します。

なお、市民参加条例等の規定により、審議会は公開となっております。

本日は5名の方から、本審議会を傍聴したい旨の申し出がありましたので、会議の傍聴についてご了承願います。それでは、傍聴者の入室をお願いします。

(議長：鈴木会長)

会議次第に基づきまして、議事を進めさせていただきます。

それでは事務局から、説明をお願いします。

(柳社会福祉課健康福祉政策室長)

まず、事前に配布しました資料及び本日配布しました資料の確認をさせていただきます。

### 資料の確認

不足されている方は、お申し出ください。よろしいでしょうか。

また、議事録作成のため、録音させていただくことを許可願います。

(議長：鈴木会長)

それでは、最初に報告事項から説明をお願いします。

【事務局説明（要旨）：長谷川児童発達支援センター所長】

- 児童発達支援センターの設置及び管理の条例について、①児童発達支援センター（福祉型）つばさ学園に関する定員の変更、②児童福祉法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するもの。
- ① 子育て世代の人口増加により、つばさ学園の利用希望者が増加しているため、現在の30人定員を40人定員へと変更する。定員の2割増しまで受入可能となっており、これまで30人を若干越える児童を受入しているが、定員増により今後増加するニーズにも対応できる定員となる。
- ② 児童福祉法の一部改正により、居宅訪問型児童発達支援事業が創設され、同事業を児童発達支援センターでも行うことになる。同事業は、各種障害手帳の重度判定を有する場合や人工呼吸器を装着するなどの医療的ケア児、重い疾病のため外出が困難な障害児を対象として、実務経験3年以上を有する専門職員が居宅へ訪問して支援を行う。

<説明終了>

（議長：鈴木会長）

只今、事務局から説明がありました。委員の皆さんからご意見・ご質問をいただきたいと思います。意見のある委員はお願い致します。

（上平委員）

2点お伺いしたい。1点目は、支援の対象となる市内の児童数はどの程度いるのでしょうか。2点目は、障害の記載方法が、「障がい」と平仮名での記載である。これまでは、「障害」と漢字で記載しているのではないか。

（長谷川児童発達支援センター所長）

1点目の支援の対象となる市内の児童数は、0歳から7歳までの児童を対象ですが、平成29年度の実数と平成36年度までの人口推計及び重症心身障害児の人口千人当たりの発症人数0.3人を勘案して、4～6人を見込んでいます。転入者の増加を人口推計で見込んでいるので、概ねニーズは満たせると考えています。

（議長：鈴木会長）

上平委員の質問は、②居宅訪問型児童発達支援事業だけでなく、①つばさ学園を利用するような児童の人数も教えて欲しいのではないのでしょうか。

(長谷川児童発達支援センター所長)

つばさ学園は30人定員で、30年現在での利用児童は31人となっています。3月で10人程度が卒業しますが、毎年度30人を若干超える人数になります。

(上平委員)

流山市内には、つばさ学園を利用するような児童は30人しかいないのか、それとも他の施設を利用している児童や利用希望があっても定員を超過して利用できない児童がいないのかお伺いしたい。

(小西健康福祉部次長兼障害者支援課長)

つばさ学園のような児童発達支援のサービスを利用する児童の人数は、現在この場で把握はしておりません。少々お時間を頂ければお調べして回答したいと思います。つばさ学園だけではなく、民営のサービスを利用する児童も相当数いますので確認します。

(早川健康福祉部長)

「障害」「障がい」の記載については、本来、漢字で示していますが、本日の資料について誤りがありました。公表する資料等につきましては、漢字の「障害」に統一させていただきます。

(議長：鈴木会長)

それでは、これで報告案件を終了させていただきます。続きまして、議題1の「流山市災害時要援護者避難支援計画の改正」について説明をお願いします。

**【事務局説明：社会福祉課健康福祉政策室 高橋主任主事】**

- 第1回終了後に各委員より事前に寄せられた意見・質疑等への回答を提示した。(主な修正点は下記のとおり)
  - 避難行動要支援者の定義が難解のため、表紙等に具体的対象(高齢者・障害のある人・要介護認定を持つ人など)の記載を追加する。
  - 外国人の支援を行っている国際交流協会の取組みを追加する。
  - 要配慮者、要支援者の定義に、指定難病患者・小児慢性特定疾病患者を追加する。対象者の情報は、千葉県からの情報提供に基づくものとする。
  - 障害福祉サービスを利用する方の計画相談支援を行う相談支援専門員についても、普段から連携する関係機関に追加する。
  - 普段から継続して取組まれている地域包括ケアシステムが災害時にも機能するよう、市民、関係機関、行政等が連携する旨を追加する。

<説明終了>

(議長：鈴木会長)

只今、事務局から説明がありました。委員の皆さんからご意見・ご質問をいただきたいと思います。意見のある委員はお願い致します。

(牧委員)

救急情報セットと救助笛の件で説明の中で、新しいカードを作成する予定は無いとの事でした。救急情報セットは119番救急車の要請をした際の連絡先などに役に立ち、救助笛は地震や倒れた時に自分はここにいるという居場所を知らせるといった役割があると思います。要支援者にとっては、避難所に避難した時に周囲に配慮事項を知らせる必要もあると思います。避難所では、多くの人が押し寄せて混乱しますので、その中で対応する優先順位を高めてもらえるようお知らせしないとイケない。そのための手法として、県民だよりで災害カードを紹介しており(補足・30年8月の災害・避難カード)、私は早速、避難所や緊急連絡先などを記入して携帯しています。名簿を見ただけでは、配慮事項は十分に書いていないし、避難所では直ぐには確認できないので、名簿に登載されている人には、こうしたカードを手渡して記載してもらう必要があると思います。

もう一つ感じることは、地区社会福祉協議会の役割です。地域で色々な事を頼まれて活動をしているのですが、極端な言い方をすれば、第二の民生委員、第二の自治会になっています。赤十字奉仕団や災害リーダー研修もあるし、ある地区では、民生委員に就任すると自動的に役員にならないとイケない。そうではなくて、地域で活動する色々な人が参加してもらうことが理想です。地区社会福祉協議会も地域支え合い活動の役割を担っているのです、この際なので、その役割について考えてもらいたい。

(議長：鈴木会長)

牧委員から2つの質問がありました。2点目の地区社会福祉協議会については、この会議で検討することは難しいのではと思いますので、事務局には提案として受け止めて欲しいと思います。それでは、1点目のカードについて回答をお願いします。

(事務局：社会福祉課 高橋主任主事)

ご提案いただいた県民だよりのカードや障害者向けのヘルプマーク・ヘルプカードなど類似の機能が様々なところで紹介されています。そういった状況で

すので、敢えて市で作成する必要は無く、私たちがいずれかの方法を紹介して、その方にあったカード等を作成していただく事で十分と考えています。

(牧委員)

最近では新聞を取らない家庭も増えてきて、市の広報も県民だよりも見る人が少なくなっています。若い人もインターネットやテレビで情報は十分と思う人が圧倒的で、そういった状況なので、名簿に登載されることとセットでカードを配布することが良いと思います。

(事務局：社会福祉課 高橋主任主事)

先日、障害者団体の若い当事者の方とお会いした際に、自衛の手段として、そういったカードを既に持っている人がいまして、そういった普及啓発は当事者の中で広まりつつあると思います。また、支え合い活動名簿への登載に関する意思確認通知において、支援情報を事前に整理しておく等の心がけを記載することは可能ですので、そういった工夫で対応したいと思います。

(牧委員)

防災の取組みでは、静岡県で開発された HUG（避難所運営ゲーム）があります。やってみると、避難所には沢山の人が押し寄せてきます。その時にどの情報を頼るかということ、カードに書いてある情報が便利ではないかと思います。直ぐにとは言いませんが、ぜひ検討してほしいです。

(大野委員)

牧委員の意見についてですが、民生委員・児童委員 100 周年を迎えて、防災への取組みについて改めて力を入れるようにしています。最近では、中学校区ごとの民生委員児童委員協議会ごとで、そうしたカードを作成して配布している協議会もあります。高齢化が進んできて、他の地区の高齢者でも必要だと思えますので、他の地区でも取組んでもらえるよう呼び掛けています。

もう一点、救助笛については配布を進めていますが、病気を持っている人には吹くことが大変という事で使い勝手が少し悪いです。最近では、ある業者で少し高いのですが、吸うことで鳴る笛も出てきています。そういった笛の導入を検討して欲しいと思います。

それから、支え合い活動は 3 年を経過しまして、全国でも先進的な逆手上げ方式を採用しています。毎年、75 歳以上など要件に該当した方に通知を送り、不同意の意思表示をしない方以外は名簿に登載しています。通知も 2 回送付して、本人の意思をより聞き取れるよう工夫しています。（私たちの活動のなか

では)、この不同意・承諾しませんという人が問題だと思っています。

今年、大阪での地震、豪雨災害、北海道での地震と大きな災害が立て続けに起きていて、支え合い活動は各地域で重要な事として捉えられています。台風災害では、非常に雨・風が強く屋根瓦が飛ばされる被害が多くありました。自衛隊はブルーシートを物資として配布していたのですが、名簿に登載されている人については、自衛隊が訪問して、ブルーシートを張ってくれたという事例がありました。名簿に載っていない、載せる必要がないという人には、支援が届きづらかったという事ですので、民生委員としては必要な方には働きかけをしていきたいと思えます。ただ、それぞれの家を一軒ずつ訪問しては難しいので、その点を考えなくてはなりません。

(事務局：社会福祉課 高橋主任主事)

救助笛については、事例を研究させていただきたいと思えます。民生委員・児童委員の皆さんには、これまで制度の普及啓発には大変協力をいただいて、今後もお願ひしたいと思えます。また、本日お配りした資料のなかに、11月8日に開催する講演会のチラシがあります。講師の跡見学園女子大学の鍵屋先生は、これまで板橋区役所で福祉や防災に長く従事され、豊富な経験と知識を持っている良い先生です。また、先日9月8日にも、東部地区自治会連合会に出前講座としてお伺いしまして、24自治会の皆さんと情報共有を図ってきました。民生委員の皆さんの協力や、このような講演会や出前講座も含め、様々な方法・機会を活用して、制度の普及啓発を図っていききたいと思えます。

(上平委員)

民生委員に関する意見なのですが、私は富士見台に住んでおりますが、地区を担当する民生委員の方のお名前を知らず、面識もありません。これまで、私が住む地域では、民生委員さんがお辞めになって、一時、他の地域の民生委員が兼務したと聞いています。私が住む自治会では、そういった情報を明確に知ることができていません。非常に重要な役割を担っている方ですので、誰が担当しているのかを知れる仕組みが必要だと思えます。一番良いのは、自治会の中で民生委員を紹介することが良いのですが、そうした機会はありません。

もう一点、事前に配布された地域支え合い活動の手引きに、緊急事態が発生した場合に連絡するとの記載(P9)があるのですが、実際にそうした場面どこに連絡するか悩むと思えます。色々な組織があると思うが、窓口は一つにして欲しい。窓口が一つになっていけば、その後の仕分けはその窓口で行えばよい、そうでないと頼む方は悩んでしまうと思えます。

(大野委員)

民生委員に関しては、顔写真入りで担当地区を記載して広報誌を発行しています。また、富士見台の周辺では、欠員の地区はありませんので、担当民生委員はしっかりと任命されている筈です。

(上平委員)

そうであれば、年に一度か二度は自治会内で挨拶するなど、工夫して欲しいと思います。

(議長：鈴木会長)

窓口を一つにしてはという意見について回答をお願いします。

(事務局：社会福祉課 高橋主任主事)

窓口や機関が複数あるという点については認識しています。急病で倒れた際や孤立死が疑われる場合などは、第一に消防と警察に通報をお願いしたい。その際、地域の方がお気づきになれば、市役所や地域包括支援センターに連絡してもらいたい。ただ、地域の方で余裕がなかったり、知らなかったりする場合でも、ケースによって、消防や警察から市役所にその方のサービス履歴や情報把握の依頼があります。平常時については、様々な相談を受けることができる地域包括支援センターにまずは連絡してもらえれば良いかと思います。

また、夜間休日に緊急事態が発生した場合は、支え合い活動対象者名簿を消防本部にも備えていますので、消防本部でも対応することができます。いずれにしても、各機関が個別に対応しているのではなく、緊急時には連携して対応しています。地域の方は、気づいた範囲・機関に連絡してもらえれば、その機関が市役所等と連携をとって対応していきます。

(上平委員)

その通りだと思います。ただ、そういう知識を全ての市民が知っていて欲しいと思います。そのためには、先ほどのカードに緊急時の連絡先を記載しておくという事が重要だと思います。この場にいる人間は知っていても、地域の方は知らない人ばかりですので、その工夫をお願いしたいです。

(議長：鈴木会長)

まだまだ市民の皆さんには知られていないことも多いので、先ほどの普及啓発について、より一層取組んでいただきたいと思います。



(永田委員)

A3の資料1-2の質疑に対する回答の3つ目に、自治会との協定率が50%程度に留まっているとあります。流山市では、約180の自治会があると思いますが、自治会への加入率はどれくらいなのでしょう。自治会に加入していない高齢者もいると思いますが、どういう形で支援していくのでしょうか。

(議長：鈴木会長)

自治会への加入率と、加入していない人への支援方法の2点について回答をお願いします。

(事務局：社会福祉課 高橋主任主事)

自治会関連の事務については、コミュニティ課で担当していますが、担当課においても、個々人の自治会加入の有無については把握できていないと思います。特に、つくばエクスプレス駅周辺で増加している低層アパートなどについては、自治会への加入は義務付けできませんし、個人情報課題があって、自治会でも誰が何人住んでいるかは把握できていないと思います。

こうした背景を踏まえまして、支え合い活動では自治会加入の有無ではなく、自治会のエリア・区域の中に住む人の名簿という形になっています。ですので、自治会に渡す名簿の中には、自治会に加入していない人が含まれることになります。そういった場合は、民生委員の皆さんに訪問してもらったり、具体的な支援ニーズがあるのであれば、地域包括支援センターや福祉事業者が対応することになります。

(議長：鈴木会長)

名簿の形式は自治会の区域内の対象者で、自治会の支援が漏れてしまう方は民生委員と協力して見守るということですね。

(永田委員)

その説明は理解できるのですが、自治会内で行っている見守り活動を拒否する方がいると思います。そういった方には、民生委員や地域包括支援センターが支援すると思いますが、それさえも拒否する方がいます。計画を進めるうえでは、そういった方の支援をどう考えるかが重要かと思います。

自治会の問題ですが、それぞれの加入者数自体は把握できないとの事ですが、自治会では工夫して加入率などを把握しているのではないのでしょうか。そうした数字を吸い上げて、拒否している人の実態等を把握しても良いと思います。

(牧委員)

私は駒木台のマンションに30年前から住んでいます。このマンションでは、当初、建物を管理するのは管理組合、ソフトの部分は自治会となっています。それが次第に、高齢化が3割を超えるようになって、自治会活動も難しい人が出てきて、皆に共通するソフトの部分は管理組合が担当するようになり、今後は自治会と管理組合を一本化してはどうかといった意見も出てきています。防災面の取組みに関しては、自治会で行うとマンパワーが不足して不十分ですが、管理組合であればより重点的に行えるといった利点があって、高齢で十分対応ができない人にも支援が行き届く工夫をしています。

(議長：鈴木会長)

事例の提供ありがとうございます。色々ご意見が出て議論を行うことができました。事務局もこの意見に沿って対応して計画をまとめて欲しいと考えますが、他に意見はありませんでしょうか。

(小野寺委員)

要支援者となる障害者においては、その家族が支援者となっていることが多いです。ただ、中には知的障害や精神障害の方を持つ家族が、地域との関わりを持ちたくない、拒否してしまう、外に出たくないと言った支援を断ることがあると思います。それに対して、市がどのように取り組むのかを検討して欲しいです。本人の判断で支援を断るのではなくて、知的障害や精神障害の方を持つ家族が支援を断る場合もあります。

(事務局：社会福祉課 高橋主任主事)

先ほどの永田委員からの質問にも関連しますが、支援を断る人・家族は何か重大事が起きれば、普段からつながりのある人と比べると、より問題が深刻になり易いと思っています。そういった方については、私たち保健・福祉の領域の職員は気を留めておく必要がありますが、どうしても個人情報の課題があります。ただ幸いにして、災害対策基本法が改正されたことで、名簿を作成するためであれば、本人の同意を得ることなく市役所内部の情報を集約することができるようになりました。そうした情報を活用して、普段から職員間で情報共有できる体制をつくっておく必要があると思います。また、そうした方の問題が表面化してくれば、地域の方、民生委員さんと協力して対応したいと考えています。また、自治会長や民生委員さんは、普段から支援を断る人の中でも危ない・不安な人の事は、なんとなく感覚的に把握されていることも多いです。ちょっとしたサインや気づきを、私たちが見落とさずに受け止めて対応するこ

とも重要かと思えます。

(事務局：早川健康福祉部長)

精神障害や知的障害の方を抱えて支援を断ってしまう家庭、ひきこもりの状態に陥っている方などは、普段からも支援を提供することが難しい状況でありますので、この計画による災害時の支援についても迅速に提供することは難しい状況にあるかと思えます。

従いまして、本人やそうした方を抱えるご家族に向けて、地域社会、行政、地域包括支援センターなどあらゆる機関が、受け止める体制、窓・扉を開いているというメッセージが重要と思えます。具体的には障害者の方向けには、相談支援の事業所などで対応していますので、そういった機関を利用してもらえるように啓発に努めていきたいと思えます。障害者支援課でも、今後ひきこもり対策での市民向けの講演会も企画していきたいと考えています。こうした機会を活用して、本人や家族を受け入れる体制をつくり、その延長線上に災害時の支援をどう対応していくかを検討したいと思えます。

(議長：鈴木会長)

それでは、議題1の計画については議論が十分に行われましたので、これで終了します。次の議題についても議論が続きますので、ここで5分程、休憩時間を設けたいと思えます。

<休憩終了>

(議長：鈴木会長)

それでは、会議を再開します。2点目の議題の前に、報告事項において、つばさ学園を利用するような対象の児童の人数について報告があります。

(事務局：小西健康福祉部次長兼障害者支援課長)

上平委員のご質問の件、児童発達支援のサービスを利用する児童の人数ですが、平成30年8月31日現在、203名となっています。

(上平委員)

つばさ学園のカバー率となるとかなり数値は低くなります。この低さについては、どうお考えなのでしょうか。

(事務局：小西健康福祉部次長兼障害者支援課長)

児童発達支援のサービスの事業所には、民間の施設もあります。203名は支

給決定者としてサービスを利用している方です。それぞれ、一週間のうちに3日間や1日だけ利用する児童など利用希望も様々ですし、市外の施設を利用することも可能です。今回の改正については、人口増加する中で希望する方を漏らさず受け入れるために必要な事と考えています。

(鈴木会長)

報告事項に関する回答は以上でよろしいでしょうか。それでは、2点目の「(仮称)流山市手話言語の普及の促進に関する条例の制定」について説明をお願いします。

【事務局説明：小西健康福祉部次長兼障害者支援課長・時田障害福祉係長】

- 手話が言語であるとの認識に基づき、基本理念を定め、手話に関する施策を総合的に推進するため条例を制定する。
- 資料 2-1 において、前文と条文を一体的に示し、条例(案)として市民が目にする形で提示した。条例(案)は、聴覚障害者や手話の歩んできた歴史等を記した前文と、それを受けた条文が一体で構成されていることを説明した。
- 資料 2-2 において、手話が言語と位置づけられている根拠と、条例で目指すこと(手話が言語であることを位置付け、理念の普及啓発を図る)を示した。
- 資料 2-3 における、各委員からの質疑・提案については、パブリックコメントまでに事務局で協議し、必要な箇所は修正することを回答した。
- 資料 2-参考において、一般社団法人日本ろうあ連盟が作成した、手話を分かりやすく記した資料(漫画)を活用し説明した。

<説明終了>

(議長：鈴木会長)

只今、事務局から説明がありました。委員の皆さんからご意見・ご質問をいただきたいと思います。意見のある委員はお願い致します。

(小野寺委員)

聴覚障害者の当事者からの意見を述べさせてください。手話は耳の聴こえない人にとっての母語、第1言語です。生まれた時から耳が聴こえない人には、日本語は全く入ってこないのです。手の動きから全てが始まることを理解して欲しいです。ただ、学校では手話は禁止され、本来のコミュニケーションは手話

であるのに、それができない状況が続いてきました。そのため、聴こえる人に合わせるため発音・発語の練習をしてきました。そのため、学習の進度がとても遅れてしまいました。しかし、子どもの時から手話が言語であることが認められれば、手話で勉強ができ、聴こえる人と同時期に同等の教育を受けることができたと思います。

手話が言語であることが条例で認められれば、生活の中で自分がやりたい事も健常者と同等にでき、ろう者が生き活きと生活できると思います。聴こえる人が中心の社会で、手話が言語であることが認められると様々な事が大きく変わると思います。こうした理由から、ぜひこの条例制定を推進して欲しいです。

(議長：鈴木会長)

小野寺委員から当事者の立場からの意見がありました。他の委員の皆さまからも何かご質問ありませんでしょうか。

(上平委員)

ろう者の方から直接ご意見を伺うと、初耳の事ばかりで大変勉強になりました。今まで大変なご苦勞をされていたと実感したところですが、参考資料の漫画の8ページを見ますと、国の取組みがまだまだ不十分と感じます。なぜこのような状況なのかと思うと同時に、なぜ遅れているのかと感じます。そうした意味からも、市が取組みを進めていくことは先進的でとても良いことだと思います。ただ、条例を制定したとしても、実際に当事者の方がメリットを感じられるようにしないと形だけに終わってしまいます。

また、手話は言語であると同時にコミュニケーションの手段にもなると定義されています。一方で、触手話や指文字についても、コミュニケーションの手段となっています。(資料2-2.3頁) そうした定義づけについて、もっと丁寧に説明してもらわないと、大事なコミュニケーション手段について皆さん知ることができないと思います。

(事務局：小西健康福祉部次長兼障害者支援課長)

指文字も触手話についても、非音声言語で大事なコミュニケーション手段の一つです。この2つについても、手話と同列のコミュニケーション手段の方法であると捉えているので、しっかりと市民の方には理解できるよう説明したいと思います。

(栗飯原委員)

関連した質問ですが、私は点字を読むことができないのですが、点字につい

ての法律はどうなっていますか。

(事務局：小西健康福祉部次長兼障害者支援課長)

点字も大事なコミュニケーション手段の一つです。点字は難しいこともあり市内に対応できる人は1人しかいません。点字が法律でどう規定されているかという質問ですが、まず一つには障害者総合支援法における地域生活支援事業があります。その中で、市が行わなければならない必須事業として、意志疎通支援事業があります。この事業では、聴覚障害、視覚障害あるいは知的障害、発達障害など様々な障害を抱える人の意思疎通を支援するために、あらゆる手段を使って情報を提供することが求められています。必要に応じて、点字についても提供することになっています。流山市には、点訳奉仕会という団体があって情報を点訳してもらえます。また、音訳といって、文字を音声に変換して、CD等で視覚障害の方にお届けする取組みも行っています。こうした取組みが障害者総合支援法における必須事業の地域生活支援事業として規定されているものです。

また、市に義務付けされているものとして障害者差別解消法があります。民間企業等においては努力義務となっていますが、市をはじめとする公共団体においては合理的配慮義務として、全ての障害者の方に障害に応じて適切に情報提供することが義務付けられています。この差別解消法の合理的配慮によって、点字はもちろん手話についてもコミュニケーション手段・情報提供の手段の一つとして、市に義務付けられていることとなります。

(石幡委員)

手話通訳者を増やしていく取組みがあって、また、同時に啓発活動も行うという事でした。啓発活動では、学校での普及を図るとの事ですが、具体的にはどう進めていくのでしょうか。学校の先生が手話での授業を進めていくのか、手話通訳者の方が行うのか、その点についてお伺いしたいと思います。私を含めて委員の皆さんにとって手話は全く知らなかった事が多いと思いますので、手話通訳者を増やすことも重要ですが、一般の方が少しでも手話を知ってもらうことが大切だと思います。手話を知ってもらうことで、当事者の生活が大きく変わるとありました。一般の方向けには講座等があると思いますが、大事なことは小さい頃から手話の基本的な事を知ることだと思います。

(事務局：小西健康福祉部次長兼障害者支援課長)

手話についてどういうものであるか、どんなコミュニケーションができるのかを知ってもらう必要がありますが、現在、学校教育の中でそういった取組み

が始まってきています。まだ取組自体は少ないのですが、教育委員会からもそうした取組みを増やしていきたいとの意向があることを伺っています。車イス体験や視覚障害の体験なども行っていますが、その一つとして手話の体験を取り入れた授業が行われています。実際に、聴覚障害者団体の方が学校に出向いて、授業に取り組むという機会を設けています。学校教育としても、聴覚障害者の方自らが参加して欲しいという希望があります。実際に、どれぐらいの時間数、カリキュラムでという具体的な数などはお示しできませんが、学校教育でも非常に前向きに考えてもらっています。

(牧委員)

条例の中で、しなければならない、するものとする・努めるものとする、との違いがあります。第6条では、しなければならない、として非常に前向きです。ですが、それ以外では、努めるという書き方があって、これはこういった推進の具合・お気持ちなのかお伺いしたいです。

(事務局：小西健康福祉部次長兼障害者支援課長)

表現方法については、法律用語など難しいのですが、努めるについては努力義務であると認識しています。ただ、第6条、しなければならない、の部分については、必ず行う義務であるという認識です。この部分については、この条例の肝になる部分でしっかり取り組んでいきたいと思っています。

(上平委員)

資料2-3の事前質疑に対する回答の4点目として、条例の前文において教育や環境が整備されておらず、とあります。そうであれば、この条例を策定することで、どう変わるかという事を条文に書かなければ意味が無いと思います。いみじくも学校で手話の授業を取り上げることはその証左で、条例を制定することで、こんな良い変化・取組みが生まれるということを示さないと、ただ条例を作っただけで寂しいように思います。

(米澤委員)

私は様々な講座や講演会に参加するなかで、手話通訳の方が対応していることが増えているように思います。私は、そうした機会を経験して、手話で「こんにちは」を示す方法等を少しずつ理解できるようになってきました。ですので、市の講演会等では、積極的に手話通訳の方が対応する機会を作って欲しいと思います。

(議長：鈴木会長)

条例の中に具体的に変化を記載するということなのですが、如何でしょうか。

(事務局：小西健康福祉部次長兼障害者支援課長)

条例の中で、こういった表現ができるのかは今後、検討させていただきます。

(議長：鈴木会長)

条例の中に具体的に記載するという事は難しいと思うので、例えば説明の文書や広報などでの工夫で対応できれば良いのではないのでしょうか。

(鎌田副会長)

この条例は理念条例ということで高く理想を掲げるもので、あまり細かく具体的に書いてしまうと、皆さんがこんな事してみようといった様々なアイデアや取組みを却って狭めてしまうのではと思います。このため、条例は理念条例として、今の形を尊重して良いと思います。

(上平委員)

私もそういう意見です。条例を変えて欲しいということではなくて、条例を制定することで、現場でどう変わっていくのかその変化を説明して欲しいです。

(小野寺委員)

コミュニケーション方法は色々ありますが、触手話は、耳が聴こえない状況でさらに目が見えなくなった時に、以前使用していた手話を覚えているのでその手話を使えてコミュニケーションができます。そういった意味からも触手話は手話の中に含まれるものです。

手話は言語であるということが国連で認められ、日本も国連の批准をして、流山市からも意見書を出したのですが、法律はまだ検討されている段階で実現していません。手話は言語であるという条例を制定して欲しいという希望は、流山から条例を制定して、国にその取組みを発信したいという事でもあります。

要約筆記、筆談、点字等はコミュニケーションの手段として、私たちからは切り離すことができないのですが、まずは手話言語条例が制定され、手話を言語として認めて欲しいと思います。そうした啓蒙・啓発が進んでいくなかで、それからの事として、大事なコミュニケーション手段であることについて、難聴者の人とたちと一緒に進めていきたいと考えています。

(議長：鈴木会長)



ありがとうございました。以上で、2つの議題については、本日の議論にて、概ね意見の集約が図れたものと考えます。事務局は、本日の意見・提案に沿って、計画案の修正をお願いします。

つきましては、次回の会議では、答申文書の議論を行いたいと思います。答申文書は私と鎌田副会長で事務局と調整のうえ案を作成し、委員の皆さまには事前にお示ししたいと思います。この進め方でよろしいでしょうか。

(委員各位) 異議なしで同意と見なす。

(議長：鈴木会長)

それでは、この流れで進めていきます。他に、事務局から連絡事項はありますか。

(柳社会福祉課健康福祉政策室長)

今後の予定ですが、第3回の福祉施策審議会の開催日時と場所の予定は次のとおりです。

平成30年10月4日(木) 午後2時～ 303会議室

(議長：鈴木会長)

それでは本日の議事は、以上をもちまして終了いたします。

御協力ありがとうございました。